# アメリカ法における契約清算法理

# ――契約法リステイトメントの交錯――契約法リステイトメントと

田健治

平

と関連する。双務契約が何らかの原因で解消されるとき、その後始末をどういう原理で行うかにおいて、それらは共 原状回復義務の議論が活発化しつつある。この問題は、広くは、解除 今般の債権法改正によって、民法一二一条の二(原状回復の義務) (五四五条)、撤回の場合の原状回復義務の議論 の規定が「無効及び取消し」の節に新設され、

はじめに

よる償還義務が存続すると解されているが、解除の場合に同様に解すべきかは争いがある。 解消原因に関しては、これらを一元的に扱うか、それとも異なる処理制度を前提とするかで立法動向は異な

おおざっぱにいえば、フランスや英米法は前者の立場であろう。例えば、近時の改正により、フランス民法一三五二

れの帰責事由もなくして滅失した場合の処理である。無効取消の場合を規律する民法一二一条の二においては価値に 通するからである。その中でとりわけ重要な争点は、一旦履行として引き渡された物が債権者の下で契約当事者い

97 阪経法論 85('21.9)

(一一七八条以下)、失効(一一八六条以下)、解除(一二二九条)、非債弁済(一三〇二条以下)の効果に関して、 条から一三五二-九条までは、原状回復(LES RESTITUTIONS)というタイトルの節を形成しているが、

論 解除に関しては、二〇〇二年の債務法改正により、三四六条が基本的効果を規定し、物の無責の返還不能後も価値償 取消に関しては、不当利得規定に双務性を付加させる形で、差額説と呼ばれる調整が判例法により形成され、 還として存続させ、双方返還の原則を維持するが、多様な例外規定で緻密な利益調整を図る(同条二項二文は償還義 れぞれから参照されている。これに対して、ドイツや日本法は後者の立場といえよう。例えば、ドイツ法では、 他方、

CISG, PECL, PICC, DCFR, CESL などの、契約法に関するモデル法や条約も同様の状況である。例えば、CESL は解 る。そういう意味で、両者の立場は、個々の法秩序の沿革による差も存在しつつも、機能的にはかなり相対化される。 もちろん、その上で、前者は、個々の状況による個別化をはかっているし、後者は、共通化できるルールを模索す

除と取消しの効果について統合する。

務算定基準を反対給付とする)。

途終了の場合の利益調整の法理が注目されるからである。また、今回の改正で、新たに言及されるに至った一部解除 二第二項)などに新設されたことともかかわる。アメリカ法の議論では、損害賠償法の体系の差にも依存するが、 正で、契約の中途終了の場合の報酬規定(受けた利益による割合報酬発生)が、請負(六三四条)、委任(六四八条の (五四二条二項) (解消原因の差は清算法理にどのように影響しているか) を探ってみることにしたい。これには、今般の日本民法の改 細かい論点に深入りすることをできるだけ避けつつ、アメリカ法における契約清算法理の大きな方向 の処理にも示唆を与えるのではないかと考える。 中 性

さて、契約解消に関わる回復(restitution)は、リステイトメントでは、契約法リステイトメントと回復法リステ

ば、

イトメントの双方に関わる。前者でもっぱら扱われ、後者で補充的に扱われている。ところで、Restitutionの語に 「回復」という訳を与えるのはさしあたりである。というのは、この語にどのような意味を与えるべきかが、のちに言

及するように、議論となっているからである。

は先行するリステイトメントを意識し、その改良を試みている(回復法に第二次がないのは、意見がまとまらず頓挫 しているからである)。順に見ていくことにしよう。 次契約法リステイトメント(一九八一年)、第三次回復法リステイトメント(二〇一一年)の順に作られ、あとのもの 歴史的には、第一次契約法リステイトメント(一九三二年)、第一次回復法リステイトメント(一九三七年)、

# 二、第一次契約法リステイトメント

損害賠償、 契約が不成立、無効、取消可能の場合で、もしくは契約不履行以外の理由で解消された場合を扱わないと述べる。 二に、原告自身の不履行、条件不履行、もしくは詐欺防止法により契約を強行できない場合を扱うとし、他方では、 三四七条から三五七条までである。節の冒頭の注記において、本節では、第一に、被告による契約不履行の場合、 まず、第一次契約法リステイトメントである。第一二章 第三節 回復、 第四節 特定履行、第五節 救済の選択、という風に並んで扱われる。 契約違反の司法的救済において、第一節 第三節 序、 回復は、

とも呼ばれる場合である。この場合には、債務不履行、したがって原状回復も個別に判断される。日本法に引き直せ 三五一条で分割給付がそれぞれの対価支払と対応している場合の扱いが規定される。可分契約 一部履行による解除の範囲問題であろうか。つまり、全部解除かあるいは一部解除かどうかの問題である。 (divisible contract) 阪経法論 85('21.9) 99

係なく、

むもので、後の例は割り当てが合意により排除されている場合である。 |五一条の設例を二つ紹介しておこう。最初の例が合意による割り当てが機能する部分とそうでない部分を両方含

れの側からも終了させることができる。Aは二ヶ月半働き、二〇〇ドルを賃金として受け取った後で、不当にも、 雇する予告なしに、Bにより解雇された。Aは、三ヶ月目の二週間の労務の合理的価値について、合意俸給額とは関 [設例2] AはBのために弁護士助手として月一○○ドルの俸給で働く契約をした。この契約は二週間の予告でい ず

たのち、 控除したものについて判決を得ることができる。 れは各月の労務についての合意された取引ではないと了承された。Aは八ヶ月半働いて、Bから八〇〇ドル受け取っ [設例3] AはBにより不当に解雇された。AはBに対して八ヶ月半の労務の合理的価値から、受領した八○○ドルを AとBは、 Aによる一年の労務について年俸一二○○ドルを月々に同額の分割で支払う契約を交わし、

辞職した場合には、Bは回復の権利を有せず、

給は割り当てられており、この労務は全額支払われているから。もしAが二度目の俸給受領後に予告なくして不当に

唯一の救済は損害賠償判決である。

判決を得ることができる。最初の二ヶ月のAの労務については判決を得ることはできない。というのは、

俸

確な区別をしていたが、第一次契約法リステイトメント起草者コービン(Corbin)はそれらを一括して、債務不履行 を承認し、 力 以下のように第一次契約法リステイトメントを位置づける。 取引を巻き戻すことで契約を解消するという風に、契約にとどまるか、離れるかについて訴権において明 伝統的な考えでは、賠償を求めることで契約

その後の restitution の用例の混乱の出発点となったと批判する。 算定)の場合とが、いずれも restoration、ひいては restitution という同じ表現で扱われるに至り、 消の場合を除いて、用いず、その結果、債務不履行解消 の救済と呼んだ。第一次契約法リステイトメントが、 債務不履行による解消について、rescissionの言葉を、 (rescission) の場合と、 回復利益の損害賠償 区別が困難となり、 (損害の代替的

# 二、第一次回復法リステイトメント

法、不履行などであることが示される。一〇八条では、不履行の場合が(a)号から(e)号までに細分化される。 四章 (一〇九条) 強迫による取消の体裁をとるが、コメントでは、錯誤、不実表示にも言及がある。 由に履行義務を負わない場合に、 ステイトメント一八○条から一八三条と契約法リステイトメント三五五条を引用し、(e)号は、相手方が不法性を理 手方の履行不能の場合に、同四六八条を引用し、(d) 号は、相手方が詐欺防止法で履行義務を負わない場合に、本リ 三五六条を引用し、(b)号は、利益を与えた側が重大な不履行をした場合に、同三五七条を引用し、(c)号は、 a 第一 号は、相手方の重大な不履行(material breach)の場合に、契約法リステイトメント三四七条から三五四条と 求めに応じて与えられた利益、の中で、 次回復法リステイトメントでは、錯誤、 の回復規定を置く。一〇七条では、 契約法リステイトメント五九八条から六○九条を引用している。 詐欺 回復の基礎が、行為能力の不存在、詐欺、 総則(一○七条)、相手方の不履行の場合(一○八条)と取消の場合 (第二章)、強迫 (第三章) について詳細な規定を置いた後で、 錯誤、強迫、不当威圧、 一〇九条は詐欺 相 不

四、第二次契約法リステイトメント

第二次契約法リステイトメントは、

第一次と同様の構成を採りつつも、まとめの方向で再編し、また取消や履行不

唱を取り込み、損害の三分類を採用している。第一六章 救済の第四節(三七〇条から三七七条まで)で回復を扱う。 三七三条のコメントで言及されている。 する。三七七条が履行不能、 三七六条が契約が取消可能な場合として、行為能力欠如、錯誤、不実表示、強迫、不当威圧、信認関係の濫用を列挙 を続けて扱う。三七五条が詐欺防止法により契約が強行できない場合。続く二箇条が第一次になかったものである。 不履行の場合がまとめられ、三七三条で相手方が不履行の場合、三七四条で利益を付与した原告自身が不履行の場合 能などでの履行義務の消滅をも含めることで回復の扱う範囲を広げている。また、フラー論文における信頼利益の提能などでの履行義務の消滅をも含めることで回復の扱う範囲を広げている。また、フラー論文における信頼利益の提 合をまとめて扱う。第一次契約法リステイトメントで存在した可分契約に関する規定は、本リステイトメントでは、 目的達成不能、条件不成就、受益者の放棄において履行義務が発生しないか消滅した場

# 五、第三次回復法リステイトメント

威圧、 合の履行当事者への回復の中で、三一条 強行不可、三二条 不法性、三三条 第三次回復法リステイトメントは、まず、第二部 第一節 行為無能力、行為権限不存在)を扱う。 錯誤によって与えられた利益、第二節 同第四章 同意もしくは権限が欠ける場合 回復責任の中に、第二章 回復と契約では、 第一節 受領者の能力欠如、三四条 取消 契約に基づく請求ができない場 (avoidance) に服する移転を置 (詐欺、不実表示、 強迫、不当

立証することで覆されると。 らの推定は、 販売するのではないこと、あるいは原告の収益は少なくとも原告の信頼出費を支弁するのに十分なことである。 履行の費用(二項(a))もしくは市場価値(二項(b))を規定する。これらは、期待利益ないし契約対価をそれぞ れの上限とする。その理由は、以下の反証しうる推定にもとづくとされる。すなわち、原告は市場価格よりも安価に 済では、三七条 重大な不履行による解消(Rescission)、三八条 しくは事情の変更、三六条 機会主義的不履行による利益、を扱う。三八条は、期待利益を基準とする(本来の)損害賠償の代替としての、 被告による、原告の契約上の期待はいずれかの代替方法によって求められる損害より少額であることを 不履行当事者への回復などを扱う。 第二節 重大な不履行における履行ベースの損害賠償、 強行可能な契約の不履行のための代替的救 これ 三九

ず算出し、そこから履行された部分の価値を算出する場合)算出された、履行された部分の契約条項に従った価値に れるが、それは契約により直接(履行ユニットごとの価値が算出できる場合)、もしくは間接に(履行全体の価値をま 条の設例1と三八条の設例8の相違)。第二項(b)による履行価値による算定の場合には、価格条項によって制約さ よる制約である。第二項 二つの算定方法の相違、 第二項(a)による信頼損害賠償は予期された損失で減額されるが、解消による回復の場合はそうではない (b) の場合には、第二項(a) のような、予期された損失の制約はない。(B) 原告にとっての長短を示す設例を紹介しておく。 (三) 七)

[設例9]

一○○○フィート分が完成したのちに、Aは不当にも支払なく解雇された。 AはBと五○○○フィート分の道路の砂利敷きを一フィート一二ドルで、完成後に支払われるものとして約束した。 Aの履行費用は一フィート一○ドルであ

ないから、

Aは三万ドルの期待損害の回復を選択しようとする。

を認めるが、その上限は、契約価格である。Aの履行ベース損害は、二万四○○○ドルの契約価格 れた(quantum meruitにより算定された)労務の価値は一フィート一六ドルであることの立証ができる。 三万二〇〇〇ドルの損害賠償を求める。三八条二項(b)のルールは、Aに履行の価値により算定された損害の回復 Aの期待損害は (代金六万ドルから節約された費用三万ドルを控除した)三万ドルである。Aは、今までになさ (割合)を超え得 A は

#### [設例10]

履行の契約上の期待はネガティブであるけれども。 務の契約価格を超えてはならない。Aは二万四○○○ドルの回復をする。 とを立証できる。この事実は、 Aが履行を完成させることによって生ずる損失の控除を受けない。 事実は設例9と同じだが、 BはAの施工コストが一フィート一四ドル、すなわちAが履行によって損をしているこ 回復の妨げとはならないが、Aの三八条二項(b)のもとでの損害は既になされた労 換言すれば、Aの未払一部履行の価値によって算定される損害は、 前提事実によれば、全部履行もしくは一部

#### [設例11]

は二万四○○○ドルであると。Aの三八条二項(b)による損害は、契約代価から既払の二万ドルを控除した、四○○○ と認定した。これをもとに、 された。裁判所は、Aによる一部履行の費用は三万ドルで、完成の費用はAもしくは誰にとっても四万五〇〇〇ドル AはBのために六万ドルで納屋を建てる約束をする。Aは一部履行し、 裁判所は、Aは契約作業の四○%を履行していたと認定した。その契約価格による代価 進捗分二万ドルを支払われたのちに、 解雇

とされる。

いずれの制度も従来、

回復

ある場合とは同視できない、

というところにある。 (S)

大陸法系諸国において、

元々有効な、

強行しうる契約なのだから、

こでの合意やリスク配分は清算段階でも尊重されるべきで、合意自体に瑕疵がある場合、すなわち無効、

確化のために、そのような扱いをしないとされる。その理由は、三七条との関連では、不履行が発生しているとは

解消による清算は、

有効な契約から出発している点を無視できず、

(restitution) と呼ばれてきたが、本リステイトメントは、不当利得責任

ドルである。

には、 る)の両場合を含んだ契約の双方的清算制度を扱う。これに対して、<a>②</a> の解消は、 無効化としての取消に限定して用いられることが通常のようである。 で異なり、 解消(ただし一部履行がなされ、その回復が必要な場合に限定、契約を無効化するだけの場合は契約法の領分とされ がある。 取消」と訳すと、不正確であり、二つの場合を含める趣旨で本稿は「解消」とさしあたり訳出する次第である。ここ 第四章の第一節 なお、 同章第二節の三七条、三八条は不履行損害賠償の代替物である契約救済と位置づけられ、不当利得責任では 契約を解消し、両者の履行を回復し、それに伴う付随的な相互計算が含まれる。また、 三七条と五四条の関係は、 第三部 被害当事者に対する公正さと救済の効率性が結びついた問題とされる 瑕疵ある合意の解消は不当利得にもとづく救済と理解できるのに対して、 救済の第二節 (契約に基づく請求ができない場合の履行当事者への回復)は不当利得と性質づけられるのに対 特定可能な財産の権利を介した回復の冒頭に、 前者が不履行による解消の場合で、 イギリス法では、 つまり、 後者は、 Rescissionは、アメリカ法の文脈では、 五四条 不履行による解消並びに取消による、 契約不履行の救済の一つとして Rescission は現在では遡及的 解消 解消の根拠も、 (Rescission) と回復

無効・取消の場合の清算と解除の場合の 取消原因が そ 阪経法論 85('21.9)

説 はこちらに近い)の議論に通ずるものがある。 清算を同様に扱ってよいか、 解除の場合を不当利得の清算につきない特殊な原状回復関係ととらえるか カルないし第三次回復法リステイトメントの立場は、重大な不履行に (カルの立

以外の場合と区別して扱うというものである。この立場は、 よる解消の場合は契約による合意規範の拘束が生きており、 内容的には、これまでの第二次契約法リステイトメントや第一次回復法リステイトメントと対立し、この側面 解消後の清算に反映されるべきとするものであり、 従来のリステイトメントの立場と一部対立するものであ

は第一次契約法リステイトメント(前述二冒頭参照)に回帰することになる。

には、その基礎は不当利得であるが、それが契約の文脈のように、第二次的、 restitutionは準契約ではなく、契約上の救済であると指摘したのは、ウッドワード れていない費用の補償を原告に与えることや、被告が利得していない履行価値の補償を原告に与えることを妨げてき 利得は当事者間の利益や損失の再配分における一要素にすぎないと理解する。 であるが、ペリロ自身は、準契約が回復の基礎を与える場合には、すなわちそれが原告の第一次権の源泉である場合 カルに先行する類似の見解として、ペリロ restitution は、 (Perillo) の見解がある。ペリロによれば、 救済的権利にすぎない場合には、 準契約理論は、 (Woodward)、ロービン (Corbin) 契約不履行の文脈では、 裁判所に被告に受領さ

得観念の特殊性、 わされた場合が多く存在するというドーソンの指摘は、 はないと理解するカルの立場からは、不履行ケースにおいて実は不当利得が存在しないにもかかわらず利得責任を負 ーソン(Dawson)の立場も類似する。しかし、強行できる契約の不履行から生ずる清算はそもそも不当利得で しかし、 その批判の前提がまさに問題である。 善意利得者のもとでの利得消滅の寛大な許容を指摘し、後半で、アメリカ法では、むしろ、利得観 前提からして誤っているというカルの批判を後日受けること ドーソンの意図は、 連載論文の前半で、ドイツ法における利

た

契約の清算では、

準契約的ではなく、契約的機能を果たしていると。

で決まることを指摘していた。このようなドーソンの立場は、 の程度は、 の清算であり、そこでは、 事案に応じた多様かつ柔軟な理解を評価しようとするものであった。その際、 善意性で決まることではなく、受益の態様、 残存総利得の回復ではなく、 消滅の理由などに依存し、またリスク配分条項など契約解釈 取引を逆方向に巻き戻すことが中心的機能であること、 実はカルの立場とかなり重なるものといえよう。 念頭にあったのは、 不履行契約 利得

分類し、 置づけないので、従来の、「与えた利益」(benefit conferred)という表現は採らず、「履行の市場価値」という表現を の場合に従来は原状回復利益と構成できれば履行の結果のマイナスによる減額はされなかった点を改め、信頼利益に のを批判し、信頼利益の一種と位置づけ直し、不当利得と関係のない損害賠償と性質づけ、負け契約 三八条(2)(b) との関連では、原状回復利益(restitution interest)が不当利得の清算・回復と理解されてきた 信頼利益における従来の減額処理を、この場合にも適用しようとする意図を持っている。不当利得として位 (losing contract)

立証により、 な背景があるのであるが、それだけに無理があるのではないかという批判を浴びることになった。 れないとされてきた。 合だけは、不当利得の調整であるという理由で原告に不利益が生じたであろう点を被告が抗弁したとしても、 履行利益よりも広い概念)。信頼利益(三八条(2)(a))を請求する場合も、被告側は原告に不利益が生じたことの する契約であり、この場合に期待利益を請求すると、 ちなみに、 負け契約ないし不利益を生む契約とは、 賠償額を減少できるとされている。ところが、従来の支配的な扱いによると、 カルが原状回復利益を信頼利益の一種と定義し直し、 賠償はマイナスであるから認められない 履行後の状態が履行前の状態と比べて悪化する、すなわち損を 契約代価の制約を課すことにはこのよう 原状回復利益の請求の場 (期待利益は日本法の

ってみよう。

カルによれば、Restitutionという言葉は、

第一次契約法リステイトメントでは、不履行による契約解消の場合と履

六、 改革の背景 ―原状回復利益の契約対価による制約

連の論考とリステイトメントのコメントをもとにさらに深く考えてみよう。その後に、カル説を検討したものも追 このような変更がどのような背景を持ってなされたのかを、 本リステイトメントの立役者であるカル教授の

場合のみに不当利得と関係づけられた。第一次回復法リステイトメントでは、不当利得の意味に用いられ、 ブセットと理解し、原状回復利益を信頼利益に包摂することでも異なる。この点は、従来、原状回復利益を被告側の 復利益(三八条二項(b))を信頼利益(三八条二項(a)、第二次契約法リステイトメントの三四九条に対応) 三分類を承継したのに対し、信頼利益(reliance interest)と原状回復利益 行の市場価値を賠償の基準とする場合にも、契約対価がその上限となるとする点で、先行する二つの契約法リステイ ステイトメントと共通の立場をとりつつ、契約履行が自己に不利益となる負け契約の当事者がその結果回避の手段と 混乱を一掃する目的があるとした上で、不履行における回復は不当利得とは関係がないとする点で、第一次契約法リ 同様に、 行の場合と取消しの場合が並んで扱われた。第二次契約法リステイトメントでは、第一次回復法リステイトメントと 行の価値賠償の場合には、不当利得と関係のない意味で用いられ、他方では、無効などの有効な契約訴権を有しな トメントと異なると説明する。さらに、第二次契約法リステイトメントが、フラー論文の影響を受けて、 して履行の市場価値賠償を求めることを排除するために、履行の費用の場合に期待利益が上限となるのと同様に、 不履行による救済の場合も不当利得で説明されるに至った。第三次回復法リステイトメントは、このような (restitution interest) の関係を、 損害利益 契約不履 原状回 0)

履

+

0

被告の債務不履行による解消の場合である。

われる。 うだが、そこは、従来の理解を前提とする行動を配慮し、迷わないようにしたものだと説明する。 不当利得の解消として説明してきた立場を否定し、 それならば、いずれも不当利得を扱う回復法リステイトメントに包含して規定する必要はないと考えられそ 信頼利益としての損害賠償と性質決定しようとする意図がうかが

徹底されないとするのは、 はあるが、restitution が契約と全く無関係で、restitution は強行可能な契約の枠組みの外にある取引を扱うとすると から検討したウィルモット・スミスも三八条二項(b)を不当利得と切り離すのには反対である。 対価の上限を置くカルの立場は、その他の損害構成での請求可能性を考慮すると、結果として狙った意図は必ずしも いうリステイトメントの立場は行き過ぎで、中庸を行くべきとするのは、 不当利得と全く無縁のものとして切り離すことには反対するのが、すでに紹介したペリロである。イギリス法の観点 このような立場に対する評価はどうだろうか。契約清算の場面でのrestitutionが契約的調整である点には賛成だが、 イギリス法から見たバロックの見解である。 ガーガンである。また、 履行価値にも契約 草案段階の検討で

益を裁判所が再評価することは当事者の合意を無視することになるからである。 定するように、 (Full Performance Rule)によって、原状回復救済は封じられる。 7 メリカ契約法では、第一次契約法リステイトメント三五〇条、第二次契約法リステイトメント三七三条二項が規 原告が自らの債務を全部履行し、相手方が一定額の金銭債務しか負っていない場合は、完全履行ル 合意対価が決まっている以上、被告に与えた利 問題は、 原告が一部履行したのちの

七、英米法における債務不履行の場合の救済

化する。

賠償される損害の範囲については、通常損害、

特別損害の区別のほかに、予見可能性、

回避可能性、

確実性

などのテストが存在する。

見たように、 ここで、英米法における、 損害賠償、特定履行、 債務不履行の場合の救済を一般的に確認しておこう。既に両契約法リステイトメントで 原状回復の三種類の救済が原告の選択に委ねられる(第一次第一二章第二節、

の利益 損害賠償 契約法リステイトメントによれば、第一六章 救済の冒頭の総則である三四四条で救済の目的である被約束者の三つ 三節、第四節、第二次第一六章第二節、第三節、第四節)。原告は自己に最も有利と思われる救済を選択する。 (期待利益、 (期待利益ないし信頼利益)、特定履行 信頼利益、 回復利益)を定義しつつ列挙し、三四五条でそれらを (期待利益)、回復 (回復利益) などの救済手段と結びつけて、 (網羅的ではないと断りつつ) 第二次 具体

### 八、契約関係の解消の意義

検討したものが、一九九四年のカル論文である。rescission が軽視されている現実を批判しその再評価を主張したこ のための解消) の論文を反映しているのが、第三次回復法リステイトメントの三七条(Rescission for Material Breach: 重大な不履行 及効を伴う rescission と対比して、債務不履行による解消を、将来効のみの termination と呼び、区別する。この点を の指摘 (前掲二) もあったが、 回復という救済を発動させる、その基礎としての契約の解消行為はどこにあるのだろうか。すでにカル であり、 五四条 暗黙に前提とされているのだろうか。現在のイギリス法では、 (Rescission and Restitution: 解消と原状回復)である。 契約の取消の場合の遡

力

ルは以下のように説明する。重大な不履行に直面した原告は、被った損害の賠償請求としての契約の強行

(契約

は、 うでない救済の差をあいまいにさせ、状況の差、要件の差がもつ意味をあいまいにさせていると。 益損害賠償の肯定により契約法で直接に救済できるようになり、準契約構成は放棄された背景がある。 権の形式をとるものと、第二に、 違 的 ることが契約法の未成熟のためできなかった時代には、準契約に依拠した救済が図られたが、 反の際 現代の説明では、 [g<sub>50</sub> の回復として結合され、 あるいは与えた利益の回復という非強行的救済 契約違反の救済において、解消 解消 一般化されているが、実は、第一に、 (rescission) である。前者については、中途破棄ケースを契約法により救済 (rescission) に言及しないことにより、 (契約外的回復) 準契約訴権、 の選択を有する。 典型的には quantum meruit 訴 非強行的救済は、 契約に基づく救済とそ 履行拒絶法理や信頼利 後者につい 7

していよう。 泉があると指摘されることとも関連しているかもしれない。コモンローとエクイティの融合や司法手続の改革も影響 ないし債務負担支払引受訴訟に由来する)被告の不当利得と ないことによって、損害賠償と不当利得の関係が曖昧になっているようである。 確かに、イギリス法の立場と比べると、 アメリカ法は重大不履行の際の救済において、 (個別引受訴訟に由来する) 約因観念の形成には 原告の信頼利益損害の二源 解消について明示に言及 (金銭債務訴訟

remedy)によって得られる結果は、解消によって得られるものに近づく、と述べている。 ントでは、 よる双方返還なのだが、同条のコメントでは、文字通りの契約の解消(rescission)ではないが、回復救済(restitutionary を求める回復に際し、 第一次契約法リステイトメントは、 同旨の規定は、 原告が受領した対価の返還を制約とする三四九条の規定を置く。 救済間の選択を扱う第五節において三八四条として置かれている。 全部不履行の救済としての回復の節において、 原告が被告に与えた履行の これは言ってみれば、 第二次契約法リステイトメ 価値

解消制度が軽視されているというカルの問題意識を反映している第三次回復法リステイトメントであるが、

重大な

損害の立証が不要なこと、などであろうか。

利益の相互計算と説明される。代替的損害賠償の場合には、原告側の受領利益が考慮されるかぎりで、双方的調整は 不履行を共通の要件とする三七条の解消と三八条の代替的損害賠償の相違は必ずしも明確ではない。解消は五四条に からの制約が大きいこと(五四条四項(b))、契約の清算がより包括的になされること、原告の回復において控除が なされる。そうすると、相違は、解消の場合には、「相手方」の重大な違反が必要なこと、沿革上、公平や正義の観点 おいてその要件効果が、無効の場合も含めて規定されている。その内容は、財産移転の効力を奪い、履行の相互回

ち、重大な不履行は、自己の履行の停止を正当化し(二二五条一項)、適時に不履行が治癒されなければ、自己の履行 ているように見える。それゆえに、救済の選択がいつなされたかという問題が生じている。また、第二次契約法リス 義務を解消させる(二二五条二項)。このような前提も、解消行為の独立性を見えにくくさせている。 テイトメント二五三条によれば、 このような状況を外から見ると、解消と回復救済は、 あわせて、自己の履行義務を解消させる。重大な不履行の場合も同様である(二四三条一項、二項)。すなわ® 一方当事者の履行期前の履行拒絶は、相手方に全部不履行の損害賠償請求権を生じ 区別がなくなったわけではないが、事実上解消され、

る、 定財産の返還も含まれる場合と、②原告が自己が移転した特定財産を特定回復で返還を求める場合に細分される。 が一部履行の価値を契約代価の制約を受けないで回復するものである。ここでは、rescission という表現を用いるこ れらの場合には、 履行を機縁として自己の履行義務を将来に向けて消滅させる場合でこの場合には、termination の表現の方がよいとす パーマーの分析によれば、rescissionが用いられる三つのパターンが判例には存在する。第一が、原告が被告の不 rescission の表現が最もふさわしい場合で、これはさらに、①原告が特定財産を受領し、回復にこの特 権利義務の消滅にとどまらないので、terminationの表現はふさわしくない。 第三の場合は、建築者

は誤りであり、あくまで結果を記述する限度で認められるべきであるとする。 結果の記述にとどまらず、 契約関係をご破算とする結果を生み出すコンセプトとして用いられているが、

それ

### 九、原状回復利益の中身

として包括的になった。 などでの履行義務の消滅の場合をも含めることで回復の扱う範囲を広げていることは既に触れた。つまり、より制度 メントは伝統からやや外れるので、四と若干重複するが、第二次契約法リステイトメントをもとに確認しておこう。 第二次契約法リステイトメントは、第一次と同様の構成を採りつつもまとめの方向で再編し、また取消や履行不能 さて、次に、 実際の原状回復利益を念頭に置いた restitution 救済の中身はどうだろうか。第三次回復法リステイト

ら相手方に与えた利益が自分自身に回復されることの利益であると定義している。したがって、この定義から外れる 則的規定が冒頭に集められている。 三七〇条は「利益が与えられた(Benefit Be Conferred)という要件」という見出しを有する。 第一六章 救済の第四節(三七○条から三七七条まで)で回復を扱う。第三七○条から第三七二条まではいわば総 原状回復利益は、自

ことができるが、原告が不履行をしている場合(三七四条)では、原告に不利な扱いがなされる。 三七一条は「原状回復利益の算定」の見出しを持つ。裁判所は(a)と(b)の算定方法の間の選択を裁量で行う

原告の出捐は、損害賠償の対象となり得ても、原状回復利益の対象とはなり得ない。

三七二条は「特定原状回復」の見出しを持つ。ここでも、不履行解消の原因が契約当事者のいずれかで異なった扱

いがなされる。 不履行の場合がまとめられ、三七三条で相手方が不履行の場合、三七四条で利益を付与した原告自身が不履 第三項は回復義務者側からの自発的な義務の解消方法を規定する。

期待利益を実現する代価請求ができるのだから、それとは別に原状回復の権利を与えられないとする趣旨である。 場合でないといけない。この点で履行拒絶の場合と扱いが異なる。第二項の場合(六末尾参照)には、被害当事者は 益の保護により、相手方の不当利得の阻止を求めることができる。但し、不履行の場合には全部不履行と評価される 行の場合を続けて扱う。 三七三条における被害当事者は、 期待利益もしくは信頼利益により相手方に約束の強行を求めうるが、 原 状回復利

しそのような権利を与えれば、裁判所に利益算定の負担を課すことにもなる。それは、契約当事者がまさに契約締結

と評価される場合には、原状回復の権利は生じないとするものである。 る損害を超えるかぎりで、自らなした一部履行の価値を回復できる。第二項は、一部履行が賠償額の予定(三五六条) 三七四条は一部履行当事者がその後不履行をおかした場合の期待利益の回復の要件を扱う。 すなわち、不履行によ

時に自ら行っていることである。

三七六条が契約が取消可能な場合(行為能力欠如、錯誤、不実表示、強迫、不当威圧、 条)において履行義務が発生しないか消滅した場合をまとめて扱う。 コメントでは一般的に適用可能とされる)、三七七条が履行不能、目的達成不能、条件不成就、受益者の放棄(三〇六 信認関係の濫用を列挙するが、

次に、三七五条が詐欺防止法により契約が強行できない場合を扱う。続く二箇条が第一次になかったものである。

なお、 原状回復を求める当事者は自己が相手方から受けた利益を同時に返還する原則については、三八四条に規定

がある。

る) の扱いの差はその融合と手続法改革で不必要となった (三八四条コメントb)。 原 状回復におけるコモンロ 1 (提供が解消訴訟開始の条件) とエクイティ (開始条件ではないが判決で条件づけう 第二項はかような制約が不要とさ

うコモンローの原則の金銭補償による漸次的緩和として説明される。 (®) イギリス法でも同様であり、 反対回復ができなければ (counter-restitution impossible) 回復も認め られ な とい

れる場合を列挙する

となった。 る。 る、 案されつつも、 て存続させる非連動システム(新三四六条)に移行した。日本法でも、 ド民旧三五〇条、 返還の可否と解除の可否を連動させるシステム の点に関連し、大陸法、 審議の過程で、 三五一条) とりわけドイツ法では、 解除権者の解除権についての知不知で区別する修正の上、 が存在したが、世界的趨勢に応じて、 (解除権者の帰責事由を伴う滅失損傷であれば、 ローマ法の担保解除訴権 返還不能の場合でも原則として償還義務とし 新旧五四八条が関連する。 (actio redhibitoria) 新規定として存続すること 旧規定の削除が提 をルー 解除権は消滅す ツに有す

さて、 原状回復利益の中身について、さらに検討しよう。

第一次契約法リステイトメントは、

回復の節の冒頭の三四七条において、

相手方の全部不履行の場合の回復を原告

ら調達した際にかかったであろう費用すなわち客観的価値、 とする。この区別の基礎には、その履行が合意された交換の一部と評価できる場合には、 の履行の合理的価値を基準とする。三五七条は原告自身が不履行の場合の回復を原告の一部履行が被告に与えた利益 b)。第二次契約法リステイトメントでは、信頼利益の導入により、 そうでない場合には、 被告の利得額という区別が 締結時に原告の立場の人 ある か

部履行もしくは信頼により与えた利益という風に表現が変更されている(三七〇条、三七三条、三七四条)。三七一

(三四七条コメントc、三四八条コメントa、

条

に応じて使い分けられていた。

履行と信頼が重要な状況として区別され、前者の場合には寛大な扱いが強調される(三七一条コメントa)。原告不履 合理的価値と利益増加の二つの算定方法が対比されるが、この使い分けについては、裁判所の裁量下にあるが、

行の場合には、 かで内容が異なることが意識されており、また、その基準は、 すなわち、 原状回復利益といっても、利益付与が履行の形で与えられたものか否か、 通常より不利な利益増加基準が用いられる(三七四条コメントb)。 履行の合理的価値か被告にとっての受益額かがそれら 原告に不履行がある場合か否

reliance) と付随信頼 土地の貸借契約に基き、その土地で保管するつもりで商品を調達した場合)に対応すると思われる。フラー 的信頼に客観的契約対価の制約を課すことは妥当であるが、付随的信頼はそれとは異なり、 規定する付随損害、結果損害は、二項(a)との関連では、フラー論文が指摘した、信頼利益の二種、本質的信! なように見えるが、先行する二つの契約法リステイトメントの分別基準を尊重しつつ、契約法からの規律が及ぶ場合 約法リステイトメントが、履行もしくは信頼により与えた利益に対応するといえる。他方、被告側の不当利得を基準 測されるもうけまたは損失としての主観的期待利益の制約を課すべきとする。ファンズワースだと、直接信頼 とそうでない場合の観点から、さらに展開・徹底させたものと位置づけることができよう。ちなみに、三八条三項が (essential reliance) と付随的信頼 第三次回復法リステイトメントが、被告不履行の場合について三八条二項(a)(b)で規定するものは、第二次契 原告不履行の場合を規定する三六条である。このように、第三次回復法リステイトメントは、 (collateral reliance) (incidental reliance)(履行されるはずの価値の具体的実現に関する信頼、例えば、 の表現が用いられる。 当該取引から合理的に予 一見斬新 (direct

る必要があったのだろうか。

契約対価を損害賠償や不当利得返還の制約とする意味の再考

るが、 考えが有力である。これらは何を意味するのだろうか。 その点を、少数判例と多数学説を根拠に、 質的均衡 べた。他方では、ドイツ法や日本法では、 従来の理解では原状回復利益とされれば、そうではなかった。カルないし第三次回復法リステイトメントは、 英米法が大陸法と比べて、特色と見うる点は、 (利不利) が損害額の上限として機能していることである。これは、 従来の理解に様々な修正を加えて、徹底させる試みといえることは既に述 契約解消から生ずる不当利得返還の段階での契約対価による制約を認める 損害賠償額算定の段階で、当該契約の具体的な履行結果の 期待利益、 信頼利益の場合に当てはま 実

給付・ その点では、ドイツ法や日本法で利得返還義務の制約として対価額をもちだすのと、機能的には対応する。 て回復するのはおかしいというものであり、 だとすれば、期待利益や信頼利益の制約と同様に扱うために、原状回復利益をあえて信頼利益損害の一種と構成す 力 ルの発想の起点が負け契約における原状回復利益の扱いにあることも述べた。すなわち、 対価に見合わない給付を約束した者が、 期待利益や信頼利益と同様の拘束に服させるべきだというものである。 相手方の不履行を機縁として、給付の客観的価値を原状回復利益とし 契約締結の時点で反対

的な問題にならないだろうか。 身は重なり、 八で述べたこととも関連するが、 関連しているのではないかということである。その証左として、三分類を改良しようとする学説が多様 換言すれば、 契約清算において、それが損害にあたるか、不当利得にあたるかは、 契約清算において、 損害賠償とされるものと利益返還とされるもの 相対 中

な方向に展開している。

かなり

その典型として、アンダサンの見解を紹介しよう。

フラーの三分類は判例上機能していないとして、期待利益と回復 (Restoration) 利益の二分類を提唱し、

duties の三要素で構成され、 は れが判例の現実の運用に対応するという。後者は、Restitution, compensation for "other loss", discharge of executory (賠償の下限としての、契約リスクへのコミットとしての) 契約対価を基準とする期待利益の割合部分で双方が規 未履行部分は(賠償の上限としての、契約リスクを回避できる)相手方の受益を基準とする回復利益で双方 従来の信頼利益や原状回復利益と異なると。 契約履行の進捗に応じて、履行された部分

利益を対立させる形を採る。 行側が負担する。この立証ができない場合に、被害者は回復利益を認められる。 力 ルが原状回復利益を信頼利益に吸収するのに対し、アンダサンは信頼利益を期待利益に吸収し、 期待利益を最小限の保護と考えるため、 回復利益が期待利益を超えることの立証は不履 期待利益と回 復

が規律される。履行が完了すると、全体が期待利益によって双方を規律すると。

ろ向きの清算である回復利益と対立させる。 あろうし、 カ ルの見解は、 アンダサンの見解は、 信頼利益と原状回復利益の、 前向きの清算、 期待利益の代替性という点での近さに注目し、 後ろ向きの清算という観点から、信頼利益を期待利益に吸収し、 二つを一括したもので 後

形成される場面ではないから、当事者間の交渉による価格形成はありうるが、必ずしも保証されないから、法規範と 条二項)。この場合には、法定債務として、市場による需要曲線 費用償還論においては、 義務者としての需要者側の観点が優先される。 出費額と受益額は義務者の (自己にとって有利な方の) 選択による (例えば、 (受益額)と供給曲線 (費用) の交点としての価格が 日民一九六

ルの見解にもアンダサンの見解にも、現れる場所は違っても、この二元性は含まれる。費用額は出捐者側の視点

力

上にあると言わざるを得ない。

九、十)に、大陸法と比べた場合の示唆を多く含むにもかかわらず、アメリカ法における契約清算法理も試行錯誤の途

責事由や履行の進行度などを考慮して、使い分けられる。その際に、 合には一致するが、締結後の市場価格変動などを原因として一致しない場合には、不履行者と被害者の間で、その帰 からの算定であるのに対して、受益額は出捐を享受する側からの視点での算定である。この二つの視点は、多くの場 損害か利得かという構成は二次的な重要性しか

#### 十一、まとめ

もたないと言えるのではないだろうか。

での文脈では対価の不均衡に着目する不当利得の側面を軽視していると思われる。 に排他的に振り分ける立場は、多くの批判に見られたように(五、六)、契約清算自体が有する二面性、 原状回復利益や負け契約などの処理という問題意識に触発された、不履行救済の一つとしての、次善の損害賠償方法 条)、イギリス法(注 評価できるとしても (八)´rescission には不履行解消と取消解消の双方が含まれ (第三次回復法リステイトメント五四 言わざるを得ない。解消行為という意味での rescission に注目し、清算プロセスを指す restitution と分離したことは 算法理の関係)はどうであったか。カルによる透明化の努力にもかかわらず、なお明確化できる部分が残っていると (三八条)が前提とする立場、すなわち不履行による損害賠償は契約法、 今までの検討をまとめて、振り返っておこう。アメリカ法における契約清算法理の方向性 (21)(49)参照)と比べると、なお徹底しない嫌いがある。契約法と回復法の関係はどうか。 無効取消は回復(不当利得)法、というよう 清算の具体的な内容の規律 同条二項 (解消原因と清 b

論

## \* 本稿は科学研究費助成事業(課題番号 19K01396)の成果の一部である。

#### 付翁 関連条文訓

### 第一次契約法リステイトメント

三四七条 他方当事者の全部不履行の救済としての一方当事者によりなされた履行の価値の回復

1 契約の全部不履行において、害された当事者は、自己がなした履行の、なされたときを基準として算定した合理的価値に ついて、契約の一部履行として受け取り保持されている利益の額を控除したものについての判決を得ることができる、 し三四八条から三五七条に述べられたルールの要件が満たされ、かつなされた履行が以下のいずれかである場合において。

- (a) 被告が取引した履行の一部もしくは全部である場合、または
- (b) 相手方の約束を信頼してなされ、かつ九〇条[合理的に明確かつ実質的な訴権を生み出す約束 でその約束を強行可能なものとさせるのに十分な種類のものであった場合。 (筆者注)] 0) ルールの下
- 2 法定利息は、金銭による回復が判決されたところの履行の価値について、履行の受領時より与えられる。

三四八条 履行が被告によって受領されたものとされるための要件

受領したものであるか、または交渉合意されていないとすれば、そこから事実上利益を受けたところのものである場合。 回復は、原告による履行に関しては、以下の場合にのみ救済として与えられる、すなわち履行が被告が交渉の上合意し

三四九条 原告によって受領された対価返還の必要性

(1) もし原告が自己の履行と引き換えに、土地、商品、もしくはその他の財産に関する利益を受けている場合には、 は除く。 合を除き、金銭回復の判決を得ることはできない。すなわち、 を自己に移転されたときとほぼ同様のよい状態で返還するか、もしくは返還の提供をした場合。但し、第(2)項の場合 原告が不履行を知ったのち直ちに、自己が受け取ったもの 以下の場

2 受けた履行返還の提供をしないときでも、以下のいずれかの場合には、 回復が救済として与えられる。

- (a) それが皮与こよって成失員[易させ]っ(a) その履行が全く無価値であった場合
- (b) それが被告によって滅失損傷させられた場合もしくは被告の契約不履行を構成する欠陥のため滅失損傷した場合
- (c)被告による金銭支払であり、その額は被告に貸方記入されている場合
- d 代価が契約により配分されており、 それが回復請求に含まれていない場合

(e) それが対価全体の中の比較的小さな部分を占め、 たは被告の不履行を知る理由なく、原告により処分され、 かつその返還が受領時から不可能となるような性質のものであるか、 かつその価値は算定され、被告に貸方記入可能な場合

ま

三五〇条 原告による完全履行の効果 3 務を構成する金額にすぎない場合には、与えられない。しかし、被告からの対価の一部が確定額債務以外のものである場 対価返還の提供は、それが被告による回復の要求を条件としているという事実により、不十分なものとはならない。 金銭による回復救済は、自ら完全な履行をした者には、 被告によってなされていない履行の合意交換の部分が確定額債

以下のいずれかの場合において、対価の明確な部分が契:三五一条 契約が明確に割り当てられた交換を規定する場合の一部履行

回復が認められる。

(apportioned) 場合には、 以下のいずれかの場合において、対価の明確な部分が契約において等価物として契約上割り当てられ 回復は、原告による履行の救済として与えられない。 7 いる

- (a) かように割り当てられた対価が完全に与えられている場合、または(a) かように割り当てられた対価が完全に与えられている場合、または
- (b)確定額債務である場合。
- 三五二条 相手方が契約の履行拒絶をしたことを知りながらなされた一部履行については、たとえそれにより与えられた額の合計 履行拒絶を知ったのちになされた一部履行

三五三条 が増加しているとしても、 欠陥や不完全さのある履行による不履行については、被害当事者がその履行を欠陥や不完全さを知りながら受領した場 不履行を知りながら履行を受領することの効果 回復は与えられない。

合には、

回復は救済として与えられない。但し、

被害当事者によって受領された履行が、彼自身の土地、

動産などと緊密

行は、不履行全体がその当時初めて生じたとすればそういう効果を有するであろう場合ならば、 に結合しており、その受領拒絶が土地などの放棄もしくは高価な変更を必要とする場合を除く。 救済を与える。 しかし、 のちの完全不履

三五四条 土地、動産、一定の債権の特定回復

回復と財産の再譲渡についての判決を得ることができる。 被告によって原告から受領された履行が土地、 原告は、正義が必要とするかぎりで、他の救済が不適当であるという事情と以下の要件を満たすならば、 商品、もしくは独自性のある債権であり、 そののち被告が完全不履行を

- (a) 当該財産の実体がなお現存し、 かつ有償善意取得者と、被告の債権者の利害が不当に害されないこと、 かつ
- 、b) 事実が、本トピックの他の条文で述べられたルールの下で、回復を利用できる救済とするようなものであること、 三四九条のような、対価返還の提供要件に代えて、特定回復の判決がかような返還もしくは価値支払を条件づけうる場合 但し、

三五五条 詐欺防止法の適用範囲内の契約に関する回復

- 1 詐欺防止法により強行できない契約において、不履行の者に対する救済としての回復を支配するルールは、 |契約の場合と同じである。但し、第(2)項、第(3)項で述べられるルールにより制限される場合を除く。
- 2 財産の特定回復において、原告を彼が履行する前の状態に戻せる被告は、訴訟が提起される前ならいつでも、 提供し、維持することで、原告の、価値の回復の権利を消滅させる権利を有する。 特定回復を
- 3 回復の救済は、 化される場合には、与えられない。 契約を強行不可とする防止法がそう規定するか、または防止法の目的がかような救済を与えることで無効
- $\widehat{4}$ 書を実行する用意があるような被告に対しては、存在しない。但し、防止法の要件が満たされ、 回復の権利は、不履行をおかしておらず、 ある場合に、かような権利が存在するかぎりで除かれる。 かつ契約履行の意図があるか、または契約を強行可能なものとするに十分な覚 契約が強行可能なもので

三五六条 第三者のための契約における回復

1 第三者のための契約の全部不履行において、被約束者は、約束者が否認もしくはその他の方法で受益者に対するすべての

な回復の義務が第(2)項で述べられたルールの下で存在する場合を除く。 義務から解放されたときに、回復判決を本トピックの各条に述べられたルールに従い、 得ることができる。但し、

かよう

2 もし受益者が契約に従い履行したときは、自己が被約束者であるとすれば適用されるような条件の下で回復の権利を有す

三五七条 自分自身が不履行である原告のための )回復

(1) 被告が契約を履行せずもしくは履行拒絶する場合で、その点が原告自身の義務違反もしくは条件の不履行により正当化さ で、そのような利益で自らの不履行で被告に生じさせた損害を超える額について判決を得ることができる。但し、 れる場合に、原告が一部履行をなし、それが被告に純利益となる場合、 れた補償の割合部分を超えることはできない。 原告は、第(2)項の場合を除き、 以下の要件の下

- b (a) 原告の不履行が故意でない場合、もしくは し、もしくはその利益を受領し、
- 2 原告は以下の場合には自己の一部履行の補償を得る権利を有しない。 くは契約が履行を保持できることを規定している場合で、当該規定が罰則を科するものとして否定されるほどには、 受け取った財産を保持する場合。 原告の義務不履行もしくは条件不履行が生じもしくはのちに生じうることを知りながら、一部履行の実行に同意 もしくは現物返還がなお不相当に困難であるか有害であることがないにもかかわらず、 すなわち、 単に手付金の支払いであった場合、
- 3 原告の一部履行による、被告の利益の額は、 で述べられたもの、すなわちかような一部履行について契約で定額となる場合、 が被告の害をそれほど上回っていない場合。 善的合部分である場合を除く。 被告がかような履行により利得した額である。 もしくは価格が定められず、 但し、 その額が第(1)項(b 全契約代価

### 第一次回復法リステイトメント

〇七条 取引の存在の回復権に対する影響

1 完全な能力を有する者が、他人との契約に従い、その他人に労務をなし、もしくは財産を移転し、 しない場合でない限り。 が詐欺、錯誤、強迫、不当威圧、もしくは不法性により解消された場合、あるいは、その他人が取引の自分の義務を履行 でその他人に利益を与えた場合、その取引の条項に一致する以外にその補償を与えられることはない。すなわちその取引 あるいはその他の方法

2 得る取引をしているものと推定される。 別の事情がない場合には、 他人にその他人のための労務を履行し、もしくはその他人に財産を移転する者は、 その対価を

一○八条 被移転者による取引の不履行の効果

(a)その他人が契約の重大な不履行をした場合には、契約法リステイトメント三四七条から三五四条、三五六条のルールに従 回復の権利がある。 他人との契約もしくは取引の履行としてその他人に利益を与えた者は、その他人が履行をしない場合には、以下に従い、

- (b) 利益を与えた者が契約の重大な不履行をした場合には、契約法リステイトメント三五七条に従う。
- (で) その他人が、履行不能ゆえに、履行をしない権限を有する場合には、契約法リステイトメント四六八条に従う。
- (d) その他人が、詐欺防止法を理由として履行をしない権限を有する場合には、一八〇条から一八三条、契約法リステイトメ ント三五五条に従う。
- 一〇九条 (e)その他人が不法性ゆえに履行しない権限を有する場合には、契約法リステイトメント五九八条から六○九条に従う。 譲渡者の詐欺もしくは強迫ゆえに取引が解消された場合
- 回復の権利を有する。但し、その他人が以前の状態に完全に回復され、かつ過酷な没収がそれ以外では回避できない場 取引によって他人に利益を与えた者は、その他人が譲渡者の詐欺もしくは強迫ゆえに解消した場合には、 その他人から

合に限る。

三七三条

相手方が不履行の場合の回復

三七〇条 利益が与えられたという要件

えた限度で、回復の権利を有する。 契約当事者は、本リステイトメントで述べられたルールの下で、 彼が一部履行もしくは信頼により、

相手方に利益を与

三七一条 回復利益の算定

金額が一方当事者の回復利益を保護するために与えられる場合、 それは、 正義が要請するように、 以下のいずれ

原告の立場これる。

(a) 原告の立場にある者から得ようとした場合にかかるであろう費用という観点での、受領したものの相手方にとっての合理 的価値、あるいは

(b) 相手方の財産の価値が増加した程度もしくは相手方の利益が増進した程度。

三七二条 特定回復

1 (a)相手方の不履行にもとづく特定回復が、三七三条に述べられたルールの下で、もしそれが土地権原の安定性を不当に害す 特定回復は回復の権利がある当事者に与えられる。但し、以下の場合を除く。

るか、不正義を引き起こすときに、裁判所の裁量で拒絶される場合

(b) 不履行当事者のための特定回復が三七四条に述べられたルールの下で認められない場合

2 特定回復の判決は、回復を求める当事者が受け取った物の返還もしくはその補償を条件づけることができる

3 特定回復が、金銭を伴うか否かを問わず、金銭による回復と同様に履行前の状態に戻すことについて有効である場合には、 相手方は訴訟提起前にかような回復を提供し、かつ維持することで自己の回復義務を免れることができる。

2 1 第(2)項のルールに従いつつ、全部不履行についての損害賠償を生じさせるような不履行の場合もしくは履行拒絶の場合 に、被害当事者は彼が一部履行もしくは信頼により、 相手方に与えた利益について回復の権利を有する。

場合には、 被害当事者は、自己が契約による義務をすべて履行し、 回復の権利を有しない。 かつ相手方による履行が一定額金銭の支払以外には残っていない

三七四条

不履行当事者のための回復

1 第(2)項のルールに従いつつ、もし一方当事者が彼の残存する履行義務が相手方の不履行によって免責されたという理由 らの不履行によって生じさせた損害を超えるかぎりで、回復の権利を有する。 により、正当に履行を拒絶する場合には、 不履行当事者は彼が一部履行もしくは信頼により与えた利益について、

2 当事者双方の明示の同意の下で、ある当事者の履行が不履行においても保持されるとされる限度で、その当事者は、 の価値が損害賠償額として、不履行による予想損害もしくは現実損害という観点で、かつ損害立証の困難という観点で、

三七五条 契約が詐欺防止法の適用範囲にある場合の回復合理的なものである場合には、回復の権利を有しない。

はない。但し、防止法が別の規定をするか、または防止法の目的が回復を認めることで挫折させられる場合を除く。 契約の下で回復請求を有する当事者は、その契約が詐欺防止法により強行できないという理由で回復が阻止されること

行もしくは信頼により、相手方に与えた利益の回復の権利を有する。 能力の欠如、 錯誤、 不実表示、 強迫、 不当威圧、もしくは信認関係の濫用により契約を解消した当事者は、 彼が 部履

三七六条 契約が取消可能な場合の回復

三七七条 履行不能、目的挫折、条件未成就、もしくは受益者の放棄の結果として、履行義務が生じないか、 履行不能、 目的挫折、 条件未成就、もしくは受益者の放棄の場合の回復

消滅した当事者は、

彼が一部履行もしくは信頼により、相手方に与えた利益について回復の権利を有する。

三八四条 回復を求める当事者が利益を返還する要件

- (1) 第(2)項の例外を除き、当事者は以下の場合でなければ、 回復が認められない。
- (a)その当事者が交換に受け取った財産における利益を受け取ったときとほぼ同様の状態で、 返還を提供する場合 回復を条件として、 返還するか
- (2) 第(1)項の要件は以下の場合には適用されない。(b)あるいは、裁判所が、救済との関連で、かような返還を確保できる場合。

- (a) その財産が受領時に価値がなかった場合、あるいは相手方によって、もしくはその財産の欠陥によって、 失された場合。 損傷もしくは喪
- (b) あるいは、受領時から返還不能であるか、 補償を要求し、かつその支払確保がなし得る場合 原状回復の理由を知らず使用もしくは処分された場合で、 正義がその代わりの
- (c) 契約が代価を割り当てているが、 回復訴訟にはその部分は含まれていない場合。

### 第三次回復法リステイトメント

三六条 不履行当事者への回復

- 1 自己の重大な不履行により契約にもとづく回復が認められない履行当事者は、 履行受領者に対して回復を請求する権利を有する。 不当利得を阻止するのに必要なかぎりで、
- 2 3 本条の請求は、不履行の場合の当事者の権利と救済を規律する、当事者の有効な合意によって置き換えられうる。 不完全もしくは欠陥のある履行の受領からの利得は、契約が完全に履行された場合の受領者の立場との比較で算定され る。原告は事実と与えられた総利益の額を立証する負担を負う。
- 4 原告の不履行が詐欺もしくはその他の不公正な行為にかかわる場合には、 回復はその理由で否定されうる(六三条)。
- 三七条 重大な不履行による解消 1 第(2)項に規定される場合を除き、被告の重大な不履行もしくは履行拒絶による救済を有する原告は、 らに満たす場合には、強行の代替としての解消を選択することができる。 五四条の要件をさ
- $\widehat{2}$ 契約違反の救済としての解消は、 その不履行債務がもっぱら金銭支払債務である場合には、 その被告に対しては与えられ
- (1) 期导利益(第二次契約去リスティ三八条 履行にもとづく損害
- 1 期待利益 済を有する原告は、 (第二次契約法リステイトメント三四七条)にもとづく損害の代替として、重大な不履行もしくは履行拒絶の救 原告の履行についての費用もしくは価値によって算定された損害を回復することができる

2

履行にもとづく損害は以下の方法で算定される

- a 契約を合理的に信頼してなされた出費で補償されていないもの む)から、契約が履行されたならば原告が被ったであろう(被告が合理的確実性を持って立証できる)損害を控除したも (第二次契約法リステイトメント三四九条)、もしくは (履行の準備もしくは履行に際して出捐された出費を含
- 3 (b) 原告の契約履行の市場価値で補償されていないもので、当事者の合意により決定される履行の代価を超えない 第(2)項のルールで損害が算定される原告は、その他の損害(不履行により生じた付随損害もしくは結果損害を含む)に

五四条 解消と回復

ついても回復することができる。

- 1 金銭もしくはその他の財産を移転した者は、以下の要件の下で、解消と回復により、 それらを回復する権利を有する。
- (a) 本リステイトメントの他の条文で明記された理由により、 取引が無効であるか、解消に服する場合、 かつ
- (b) 本条のその他の要件が満たされる場合
- (2) 解消は、以下のように、相互の回復と計算を必要とする
- (a) 各当事者は、 相手方から受け取った財産を可能な限りで回復させる
- (b) 各当事者は、 でする 取引とその後の解消の結果として、相手方の損失で得た付加的利益の計算を不当利得の阻止に必要なかぎり
- (c)各当事者は、関連する出費にもとづく損害を正義が要請するかぎりで、相手に賠償する
- 3 (a)被告が、原告によるなされた回復の不足について公正に補償されている場合 解消は、原告による反対回復が被告を原状に回復する場合に限定される。但し以下の場合を除く。
- (b)被告の過失もしくは取引におけるリスク割り当てが、被告が補償なしでその損害を負担することを公平とさせる場合
- (a) 原告が詐欺もしくはその他の意識的不正行為により引き起こされた移転を巻き戻すことを求める場合には、第三項に示さ 原告に取引を強行させるよりも巻き戻させることにより、正義の諸利益に資する場合には、解消は適正である。一般的 は以下の通りである。

れた制限は、原告のために寛大に解釈される。

- b 原告が契約の重大な不履行による救済として、損害賠償に代え、解消を求める場合には 効かつ強行できる交換の解消から被告に生じうる不正義を阻止するために用いられる (三七条)、 第三項の制限は、
- c 解消が善意の第三者の介在する権利を害する場合には、救済はその理由で否定されうる。

原告への回復が原告の反対の回復義務によって減殺しうる場合には、

解消

有

5

原告による回復もしくは回復の提供は、

- $\widehat{6}$ を与えるものは、 解消の権利もしくは事情変更を主張するについての、 救済の拒絶を正当化する。 加害的もしくは機会主義的遅延で、被告を不公正に不利益
- 1 松本恒雄「取消権の行使期間・取消しの効果」法律時報八八巻一二号(二〇一六年)四四頁以下、山本敬三「民法の改正 と不当利得法の見直し」法学論叢一八〇巻五・六号(二〇一七年)二四七頁以下(審議過程の分析)、藤原正則 日本法学八五巻二号(二〇一九年)三七一頁以下、中村瑞穂「契約の解除と原状回復の不能」(一)~(六・完)法学論 る双務契約の清算」名城法学六九巻一・二号(二〇一九年)一六九頁以下、野中貴弘「原状回復における対価合意の意義 行為の無効・取消しと原状回復義務」Law & Practice 一二号(二〇一八年)一頁以下、藤原正則「解除と不当利得によ 契約の解消と原状回復」消費者法研究四号(二〇一七年)五七頁以下、潮見佳男「売買契約の無効・取消しと不当利得 法学教室四五五号(二〇一八年)九四頁以下、(その2)同四五六号(二〇一八年)九二頁以下、 磯村保
- 2 例えば、無効取消と解除の異質性を強調する立場として、橋本・大久保・小池 第二版 (二○二○年)五○頁以下[大久保邦彦執筆部分]。価値償還義務として存続させるとしても、その基礎づけの検 『民法V事務管理・不当利得・不法行為』

叢一八五巻五号(以下、二○一九年)一一○頁以下、一八六巻一号六三頁以下、一八六巻二号九五頁以下、

一八七巻三号四六頁以下、一八七巻六号など。筆者のものとして、『不当利得法理の探

究』(二〇一九年)三三八頁以下。

(以下、二〇二〇年)四三頁以下、

一八七卷一号

討の必要性を指摘するのは、中田裕康『契約法』(二〇一七年) 二三一頁

論

いる箇所もあると批判する)

- 3 齋藤哲志『フランス法における返還請求の諸法理』(二○一六年)(過去から現在までの諸法理の相克を描く)、荻野奈緒 ランス新契約法」(二〇二一年)二四八頁。Pellet, JCP 2016, n°676(新規定について、清算規定を一般化した点で評価し つつも、実務的に詳細な規定とはいえても、原状回復の統一的理念が見えてこず、論点相互によっては評価矛盾となって 状回復」論究ジュリスト二二号(二○一七年)一九二頁以下、アンセル・フォヴァルク=コソン共著、齋藤・中原共訳
- 4 開を志向) 近時のものとして、M.Clauss, Rechtsfolgendifferenz im Recht der Vertragsrückabwicklung, 2016 (Zimmermann 説の展
- 5 Cf. The American Law Institute, RESTATEMENT OF THE LAW SECOND Restitution, Tentative Draft No.1 院法学四二巻三・四号(二〇一三年)三二三頁以下参照 No.2 (1984). 詳細は、 笹川明道『米国での『第3次原状回復・不当利得法リステイトメント』の刊行について』神戸学
- 6 RESTATEMENT OF THE LAW CONTRACTS VOLUME 1 (1932) TOPIC 3 RESTITUTION introductory Note
- 7 取消可能な場合については、四三一条(Discharge of voidable duties)に一般的規定が置かれる。
- 8 RESTATEMENT OF THE LAW CONTRACTS VOLUME 1 (1932) § 266 comment e (p.385). い場合などは算出は複雑となる。 工事の工程が均等でな
- 9 Kull, Rescission and Restitution. 61-2(2006) The Business Lawyer 569-588, notes 64-67 and accompanying texts

解消による免責(discharge by rescission)四○六―四○九条

10

契約の消滅

第七節

- 11 Restatement of the Law of Restitution, 1937 volume 1 (1937) § 109 comment a (p.452)
- 12 第一次と第二次の関係の的確な位置づけとして、J.M.Perillo, Restitution in the Second Restatement of Contracts 81 (1981) Columbia Law Review 37
- 13 Fuller & Perdue, Reliance Interest in Contract Damages, 46-1 (1936) Yale Law Journal 52 (55), 46-2 (1937), 373. 最

(p.631-634; p.642-643)

近の検討として、T.D.Rakoff, Fuller and Perdue's the Reliance Interest as a Work of Legal Scholarship, 1991-2 Legal Scholarship 1. 邦語文献として、内田貴『契約の再生』(一九九〇年)一一九頁以下、吉田邦彦「アメリカ契約法 Law Quarterly Review 628; do, A Comment on Fuller and Perdue, the Reliance interest in Contract Damages, 1(2001) Wisconsin Law Review 203; D.Friedmann, THE PERFORMANCE INTEREST IN CONTRACT DAMAGES, 111

- 14 Restatement of the Law Second Contracts Volume 3 comment c (p.211). 学における損害賠償利益論」アメリカ法(一九九二年)二四六頁以下。 可分契約での債務不履行を扱う二四〇条
- 15 三八条三項は、さらに派生損害、結果損害を含んだ、その他の損害について規定し、コメントでは、契約代価に制限され ENRICHMENT, Volume 1 § 38 comment e (p.636-637) and reporter's note e (p.645-646) る。具体的な例としては、設例17、18参照。cf. RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ずに賠償を認めた過去の裁判例の多くはここに分類できるが、より正面から認めるべきなので、この規定を置くと説明す (Restatement of the Law Second Contracts Volume 2 § 240) に対応する。
- <u>16</u> RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 1 (p.626-627). § 38 comment a
- 17 18 履行価格は労務の質に依存するから、時期によって労務の負荷が異なれば、その点を合理的価格の算定において考慮、 RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 1 映させねばならないことを示す、三八条設例12 § 38 comment c 反
- 19 主観的な価値を顧慮して価額償還義務の範囲を制限しうるか」神戸学院法学四三巻三号(二〇一四年)七三頁以下。 無効の場合に焦点を合わせ、 かつ日本の改正論議に関連付けた検討として、 笹川明道「無効な契約を清算する際に受益
- 21 20 Cf. D. O., Sullivan, S.Elliott, R.Zakrzewski, THE LAW OF RESCISSION, second edition (2014), p.6; Goff & Jones, THE RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 2 (2011) Chapter 7 Remedies § 54 p.265.

論

- 22 解消の効率性を論ずるのは、Kull, Restitution as a Remedy for Breach of Contract, 67 (1994) Southern California Law Review 1465 (1497).
- 23 p.270-272) RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 2 (2011) Chapter 7 Remedies § 54 comment d (Rescission of defective agreements), e (Rescission as a remedy for breach of contract)
- 24 RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 1 (2011) Chapter 4 Introductory Note p.479-480
- 25 RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 1 Chapter 4 TOPIC 2 Introductory Note p.606-609
- 26 Restatement of the Law Second Contracts Volume 3 § 373 comment d (Losing contracts)
- 27 J.M.Perillo, Restitution in a Contractual Context, 73 (1973) Columbia Law Review 1208
- Cf. A.Kull, Rationalizing Restitution, 83 (1995) California Law Review 1191 (1199).
- 28
- 30 29 J.P.Dawson, RESTITUTION WITHOUT ENRICHMENT, 61-3 (1981) Boston University Law Review 563 (620) J.P.Dawson, RESTITUTION WITHOUT ENRICHMENT, 61-2 (1981) Boston University Law Review 271-314.
- 31 J.P.Dawson, RESTITUTION WITHOUT ENRICHMENT, 61-3 (1981) Boston University Law Review 563 (582, 584).
- 32
- 樋口範雄『アメリカ契約法』[第二版 ](二〇〇八年)七五頁。
- 409) G.E.Palmer, THE CONTRACT PRICE AS A LIMIT ON RESTITUTION FOR DEFENDANT'S BREACH, 20 (1959) 純ではないとする。): The Law of Restitution Volume I (1978) § 4.4 The Contract Price as a Limit on Recovery (p.389-OHIO STATE LAW JOURNAL 264(判例を分析した上で、原状回復利益の場合にも契約対価の制限はあり得るが、原 告被告いずれの不履行か、一部履行か全部履行か、分割履行と分割対価支払の場合か否か、などで利益状況は異なり、

- 33a 期待利益の算定基準としての、市場価格(market value)基準と代替価格(cost of substitute performance)基準の関係 については、樋口範雄『アメリカ契約法(第2版)』(二〇〇八年)二九六頁以下。
- 34 このような理解は以下の論文に触発されているようであるが、古くはフラー論文自体が指摘するところである。R.Childres & J.Garamella, Law of Restitution and the Reliance Interest in Contract, 64 (1969–1970) Northwestern University Law
- 契約対価の制約に服するべきだと主張); Fuller & Perdue, Reliance Interest in Contract Damages, 46-1(1936)Yale Review 433-458(不履行被害者が自己の労務の合理的価値を損害額として訴求するのは信頼損害の一種に過ぎないとし、 Law Journal 52
- 35 RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 1 Chapter 4 TOPIC 2 Restitution as a Remedy for Breach of Contract, 67 (1994) Southern California Law Review 1465-1516 (III B1 (p.1506-§38 comment d(p.635-637)(ここで、Palmer は大多数の学説とは異なり、契約の拘束を認めない説として紹介されて 1511))(負け契約における契約当事者の行動の非効率性の観点からの分析): いるが、必ずしもそうではないことは既述した); reporter's note d(p.644-645) 負け契約に言及するカル論文として、
- 36 主要なものは以下の四論文である。(1) Restitution as a Remedy for Breach of Contract, 67 (1994) Southern California Rescission and Restitution,61-2(2006)The Business Lawyer 569-588. そのほかに、James Barr Ames and the Early for Breach, the "Restitution Interest", and the Restatement of Contracts, 79 (2001) Texas Law Review 2021-2052; (4) Law Review 1465-1516; (2) Rationalizing Restitution, 83 (1995) California Law Review 1191-1241; (3) Disgorgement
- TAXONOMY) p.62-77 Research Handbook on Unjust Enrichment and Restitution, edited by E.Bant, K.Barker and S.Degeling 2020, Part II RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT Cases and Notes, 2018; Restitution and unjust enrichment (in Modern History of Unjust Enrichment, Oxford Journal of Legal Studies 25-2 (2005), 297; A.Kull and W.Farnsworth
- 37 J.M.Perillo, RESTITUTION ROLLOUT: THE RESTATEMENT (THIRD) OF RESTITUTION ENRICHMENT: RESTITUTION IN A CONTRACTUAL CONTEXT AND THE RESTATEMENT (THIRD) OF & UNJUST

論

134

- p.59-88 草案段階の批判として、M.P.Gergen, SYMPOSIUM: A TRIBUTE TO PROFESSOR JOSEPF M.PERILLO: Third: Restitution and Unjust Enrichment, Critical and Comparative Essays (2013) ed. by C.Mitchell and W.Swadling Contract, 2009, p.48-59; F.Wilmot-Smith, § 38 and the Lost Doctrine of Failure of Consideration in: The Restatement Restoring Restitution to the Canon, 110-6 (2012) Michigan Law Review 929-952; T.A.Baloch, Unjust Enrichment and RESTITUTION & UNJUST ENRICHMENT, 68 (2011) Washington & Lee Law Review 1007-1026; D.Laycock
- 38 先行する分析として、D.Laycock, The Scope and Significance of Restitution, 67(1989) Texas Law Review 1277

RESTITUTION AS A BRIDGE OVER TROUBLED CONTRACTUAL WATERS, 71 (2002) Fordham Law Review

- 39 RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 1 Chapter 4 TOPIC 2 Introductory Note pp.606 and 609.
- 40 RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 1 Chapter 4 \ \ 38 REPORTER'S NOTE a., b. (p.638-641).
- 41 これに対して、不履行債務者が原告となる回復を扱う三六条の位置づけは微妙である。条文の表現が示すように、不当利 得責任を基本としながら、合意等の契約法規範の影響を認めている。
- 42 RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 1 Chapter 4 TOPIC 2 REPORTER'S NOTE p.612.
- 43 J.M.Perillo, RESTITUTION ROLLOUT: THE RESTATEMENT (THIRD) OF RESTITUTION & UNJUST RESTITUTION & UNJUST ENRICHMENT, 68 (2011) Washington & Lee Law Review 1007-1026 ENRICHMENT: RESTITUTION IN A CONTRACTUAL CONTEXT AND THE RESTATEMENT (THIRD) OF
- 44 F.Wilmot-Smith, § 38 and the Lost Doctrine of Failure of Consideration in: The Restatement Third: Restitution and Unjust Enrichment, Critical and Comparative Essays (2013) ed. by C.Mitchell and W.Swadling, p.59-88
- 45 M.P.Gergen, SYMPOSIUM: A TRIBUTE TO PROFESSOR JOSEPF M.PERILLO: RESTITUTION AS A BRIDGE

- OVER TROUBLED CONTRACTUAL WATERS, 71 Fordham Law Review 709 (738)
- 46 T.A.Baloch, Unjust Enrichment and Contract, 2009, p.48-59

契約違反における損害算定にかかわる諸原理を包括的に扱うものとして、E.A.Farnsworth, Legal remedies for Breach of

48 E.A.Farnsworth, op.cit., 70 (1970) Columbia Law Review 1145 (1183-1215) Contract, 70 (1970) Columbia Law Review 1145–1216

47

- 49 前揭注(幻)。Treitel, THE LAW OF CONTRACT FIFTEENTH EDITION 2020, p.966

51

50 かつてのドイツ法においては、解除と損害賠償が択一的救済であった。

Kull, Restitution as a Remedy for Breach of Contract, 67 (1994) Southern California Law Review 1465 (1485). 1004

52 Kull, Restitution as a Remedy for Breach of Contract, 67 (1994) Southern California Law Review 1465 (1491)

うな歴史理解に対する批判として、Baloch, Unjust Enrichment and Contract (2009) p.55-58

- (5) 樋口範雄『アメリカ契約法』[第二版](二〇〇八年)一三六頁。
- 54 Pressing Problems for the Plaintiff's Lawyer in Rescission: Election of Remedies and Restoration of Consideration, 26-3 Restatement of the law second contracts, volume 3 (1981) § 384 Comment b. (p.245). Arkansas Law Review 322(1972) コモンローとエクイティにおける扱いの差を後者に合わせる形で解消する提案をす 給付の提供(tender)要件のコモンローとエクイティにおける扱いの差の現状と改革を論じたものとして、D.B.Dobbs 解消のための受領した反対
- 55 RESTATEMENT OF THE LAW of CONTRACTS VOLUME II Review 1-106 (p.13 note 40) ねゃのシート、E.G.Andersen. The Restoration Interest and Damages for Breach of Contract 53 (1994) Maryland Law (1932) § 349 Comment on Subsection (1) a. (p.596)
- 56 RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 2 Chapter 7 854 Comment a (p.264,
- 57 RESTATEMENT OF THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 1 (p.626). 三七条の設例2では、商品の売買で買主が代金一万ドルを先払いののち、売主が履行拒絶、 履行期の市場価格は § 38 Comment a

の立証が不要なので、既払代金一万ドルを回復することができる。

八千ドルと代金額よりも低くなっており、損害賠償で得られる額は八千ドルであるが、買主は解消することにより、

- 58 第一次契約法リステイトメント二七四条では、相手方の不履行が自己の履行義務を消滅させることが約因の喪失 of consideration) として説明される。
- 59 イギリス法では、約因の完全な喪失(total failure of consideration)がこれに機能的に対応する。E.G.Andersen, The Restoration Interest and Damages for Breach of Contract 53(1994)Maryland Law Review 21 note 79

論

- 60 RESTATEMENT OF THE LAW of CONTRACTS VOLUME II (1932) § 243 Comment a (p.251).
- 61 E.G.Andersen, The Restoration Interest and Damages for Breach of Contract, 53 (1994) Maryland Law Review 1 (49
- 62 判例では、必ずしも自動的に解消や回復が認められているわけではないことについては、M.P.Gergen, SYMPOSIUM: CONTRACTUAL WATERS, 71 Fordham Law Review 709 (735 note 119). ゃらじ、E.G.Andersen, The Restoration A TRIBUTE TO PROFESSOR JOSEPF M.PERILLO: RESTITUTION AS A BRIDGE OVER TROUBLED Interest and Damages for Breach of Contract, 53(1994)Maryland Law Review 1(48-50).
- 63 Palmer, Law of Restitution, volume 1 (1978), § 4.6 (The concept of Rescission) (p.421-427)
- 64 Restatement of the Law Second Contracts Volume 3 comment a (p.200)
- 65 THE LAW Third RESTITUTION AND UNJUST ENRICHMENT, Volume 2 \(\xi 54\) comment j (p.285) 第三次回復法リステイトメントでは、五四条の一項、三項、五項が柔軟なルールで対応する。cf. RESTATEMENT OF
- 66 Goff & Jones, THE LAW OF UNJUST ENRICHMENT edited by C.Mitchell, P.Mitchell and S.Watterson, Ninth RESTATEMENT OF THE ENGLISH LAW OF CONTRACT second edition (2020) p.181-182 ( § 34(5)(c)). UNJUST ENRICHMENT (2012) p.128-131 ( § 26 (Counter-restitution) and its commentary); A.Burrows and others, A Edition (2016), Chapter 31 (p.835-844); A.Burrows and others, A RESTATEMENT OF THE ENGLISH LAW OF

79

- 67 Leser, Der Rücktritt vom Vertrag (1975); Kaser/Knütel/Lohsse, Römisches Privatrecht 21.Aufl. (2017) S.265f
- 68 Fuller & Perdue, Reliance Interest in Contract Damages, 46-1 (1936) Yale Law Journal 52 (89) ±' ステイトメント三三三条が履行もしくはその準備の過程で出捐した費用に限定している点で、付随的信頼(incidental reliance)の賠償には不十分であると批判していた。 第一次契約法リ
- 69 Fuller & Perdue, Reliance Interest in Contract Damages, 46-1 (1936) Yale Law Journal 52
- 70 Fuller & Perdue, Reliance Interest in Contract Damages, 46-1 (1936) Yale Law Journal 52 (79)
- $\widehat{72}$  $\widehat{71}$ E.G.Andersen, The Restoration Interest and Damages for Breach of Contract 53 (1994) Maryland Law Review 1–106 E.A.Farnsworth, Legal remedies for Breach of Contract, 70 (1970) Columbia Law Review 1145 (1167)

不履行当事者に、被害者当事者の回復利益が期待利益を上回ることの立証責任があるため、その立証ができない場合には、

 $\widehat{74}$ Andersen, op. cit., p.81–82

被害当事者は制限なくして回復利益を請求できる。

 $\widehat{73}$ 

- 75 するこの三つの観点からの説明(p.98-101)を参照 Benefit)原則なるものを導入しており(Andersen, op. cit., p.63)、全体像は複雑かつ不透明である。例えば、 契約履行の進捗に応じて、期待利益と回復利益を使い分けるだけではなく、履行の反映としての利益の範囲 (Extent-of-設例10に対
- 76 Andersen, op. cit., p.13
- $\widehat{77}$ Andersen, op. cit., p.51
- 78 の現況分析として、金丸義衡「支出賠償における支出概念と賠償範囲」甲南法学第六〇巻一・二・三・四号(二〇二〇年) のとして、潮見佳男『新債権総論Ⅰ』(二○一七年)四四○頁以下。ドイツ法における費用賠償あるいは支出賠償の議論 日本法において、積極的利益の賠償と消極的利益の賠償(原状回復的損害賠償ないし費用賠償)を対比して、構想するも 一二五頁以下。